令和６年７月３０日（火）午後２時

|  |
| --- |
| 連　絡　先大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課地域労政グループ　裏野・立石▽直　通　06-6946-2604 |

**令和６年**

**夏季一時金要求・妥結状況　最終報**

|  |
| --- |
| **【集計組合数：５４１組合(加重平均)】****【調査時点：７月１８日現在】****□　妥 結 額　　７６８，１５３円（前年：７３０，６６４円）****□　支給月数　　２．４０か月（前年：２．３９か月）****【調査結果の特徴点】****■妥結額、支給月数ともに３年連続で前年を上回った。****■企業規模別の妥結額は、すべての規模で前年を上回った。****■産業別の妥結額は、製造業が非製造業より高くなっている。** |

■大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の夏季一時金の妥結　　状況等をまとめました。

■本調査の詳細分析(同一の組合による対前年比較)は、８月上旬に当課ホームページに掲載します。併せてご参照ください。



◆大阪府労働環境課　ホームページ

調査資料一覧

　 　　<https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/>

※右のＱＲコードからもご覧いただけます。

本調査の調査対象・集計方法

　本調査は、府内に所在する約１，７００組合を調査対象として実施し、令和６年７月１８日までに妥結額が把握できた６７８組合のうち、平均賃金額、組合員数が明らかな５４１組合（１７５，８８０人）について集計（加重平均・組合員一人あたり平均）　しました。

**【集計方法について】**

　加重平均は以下の方法で算出しています。

　加重平均＝（各組合の妥結額×各組合の組合員数）の合計÷各組合の組合員数の合計

要求・交渉経過

各産別の統一要求方針における要求月数は、概ね「２．５か月～３．０か月」の間に集中（夏・冬の一時金を年１回の労使交渉で決定する年間臨給方式をとる産別を除く）しました。

今春闘期に一時金交渉を合わせて行った組合では、概ね２月中・下旬に要求書を提出、３月末までの決着をめざして交渉が行われました。

一方、その他の組合では、概ね５月下旬から６月上旬までに要求書を提出、６月中の決着をめざして交渉が

行われました。

調査結果の概要

**(1)妥結額・支給月数の推移　【P３・表１参照】**

　全体平均では、妥結額７６８，１５３円(前年:７３０，６６４円)、支給月数２．４０か月（前年：２．３９か月）となり、妥結額と支給月数ともに前年に比べ増加しました。

**(2)企業規模（従業員数）別の妥結状況　【P４・表２、表３参照】**

企業規模別の妥結額をみると、

「２９９人以下」が、５９７，０９６円（対前年比：５６，５４４円増、１０．５％増）、

「３００～９９９人」が、７２６，７９６円（対前年比：３９，７２４円増、５．８％増）、

「１，０００人以上」が、７９４，５４６円（対前年比：３７，０３１円増、４．９％増）　となりました。

**(3)産業別の妥結状況　【P５・表４参照】**

産業別（大分類）の妥結額は、製造業が８２４，１０６円、非製造業が７０８，８９８円と、製造業が非製造業より高くなっています。

なお、全体平均（７６８，１５３円）と比べて妥結額が高かった業種（集計組合数が１０件以上を対象）は、「機械器具（９７６，９４６円）」、「建設（８８６，２３１円）」、「情報通信業（８７１，６３５円）」等となりました。

一方、低かった業種は「医療、福祉、教育、学習支援業（４７４，４６２円）」、「複合サービス事業、サービス業（５４６，４２４円）」「卸売・小売業（６１８，６７５円）」等となりました。

■**全体集計　妥結額・支給月数の年次推移（表１）**

****【加重平均】

※加重平均集計は平成５年度より開始しました。

※要求額は、最終報時点での集計を開始した平成１７年度以降より記載しています。

■**企業規模（従業員数）別の妥結状況（表２）**

（集計組合数：５４１組合）【加重平均】

■**企業規模（従業員数）別　妥結額・支給月数の推移（表３）**

****

■**産業別の妥結状況（表４）**

（集計組合数：５４１組合）【加重平均】

※集計組合数が少ない業種は、平均額の精度が十分でないとみられることから、結果の利用にはご留意ください。

****■**産業別　妥結額・支給月数の年次推移（表５）**

※各年度の妥結額は、その年の最終報時点で妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

**【参考】単純平均　結果一覧（発表時期別　要求・回答・妥結状況）**

****

※本表では、最終報時点において、平均賃金額や組合員数が把握できたか否かを問わず、要求額・回答額・　妥結額のすべてもしくはいずれかが把握できた組合をすべて集計対象としています。